

○ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百二号） 新旧対照条文（抄）  
 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）（附則第五十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（年次有給休暇）                      第三十九条（略）                      ②～⑤（略）                      ⑥ 使用者は、第一項から第三項までの規定による有給休暇の期間については、就業規則その他これに準ずるもので定めるところにより、平均賃金又は所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金を支払わなければならない。ただし、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては、労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、その期間については、健康保険法（大正十一年法律第七十号）<u>第九十九条</u>第一項に定める標準報酬日額に相当する金額を支払う旨を定めるときは、これによらなければならない。</p>	<p>（年次有給休暇）                      第三十九条（略）                      ②～⑤（略）                      ⑥ 使用者は、第一項から第三項までの規定による有給休暇の期間については、就業規則その他これに準ずるもので定めるところにより、平均賃金又は所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金を支払わなければならない。ただし、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては、労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、その期間については、健康保険法（大正十一年法律第七十号）<u>第三条</u>に定める標準報酬日額に相当する金額を支払う旨を定めるときは、これによらなければならない。</p>